

瀬峰泉谷熊野神社奉納算額をめぐる諸問題

徳竹 亜紀子*1, 谷垣 美保*1, 萬 伸介*2,

Research on the Sangaku Dedicated to Kumano Shrine in Semine-Izumiya

Akiko TOKUTAKE, Miho TANIGAKI and Shinsuke YOROZU

This paper is a study on Sangaku Dedicated to Kumano Shrine in Semine-Izumiya, Kurihara City, Miyagi Prefecture. Currently, two Sangaku are kept at Kumano Shrine. These were created in 1986 and are restorations of the old Sangaku. In September 2023, we had the opportunity to investigate these. As a result of investigating the basis on which these were created, we were able to uncover the contents of the Sangaku that were originally dedicated. And it is different from the restored sangak that exists today.

KEYWORDS: Sangaku, Wasan, Kumano Shrine in Semine Izumiya, Chiba Tanefusa, Seki-school.

1. はじめに

宮城県栗原市瀬峰泉谷地区に所在する熊野神社には、現在、社務所内に2点の算額が掲げられている。これらはかつて当神社に存在した算額を、昭和期に復元したものである。今回、我々はこの復元算額を実見し、地元の方や算額を作成した大工の方からの聞き取りをおこなう機会を得た。これまで調査対象としてきた算額は、和算を学んだ当人等が奉納した算額が主体で、復元算額は対象としてこなかったが、実見後、もともと奉納されていた算額について文献史料を確認したところ、復元の際に想定された姿とは異なるものであったことが明らかになった。本稿は、調査報告とともに、元来の奉納算額の姿を提示することを目的とするものである。

以下の本稿では、まず2. において調査の概要を紹介するとともに、復元算額の作成に際してどのような資料が使われたのかを述べる。その上で3. では復元の典拠となった資料の問題点を指摘し、もともと奉納されていた算額の姿を明らかにし、4. にてそれらの奉納年代について検討していく。

なお、以下では現在熊野神社に所在する昭和期に復元された算額を熊野神社復元算額（あるいは単に

復元算額）、かつて熊野神社に存在した算額を熊野神社奉納算額（あるいは単に奉納算額）と呼んで区別する。

2. 熊野神社復元算額の調査と復元の典拠

はじめに調査の概要を示す。

日時 : 2023年9月26日
調査地 : 宮城県栗原市瀬峰泉谷 熊野神社
参加者 : 徳竹亜紀子, 谷垣美保, 萬伸介,
千葉秀昭, 星光明, 遊佐文明
立会人として地元の方3名
調査対象 : 算額2点
年代 : 1986年(昭和61)復元製作
年紀は「天保六乙未三月二十五日」
法量 : 幅/外180(額内164)
高/外90(額内74)
厚/3.5
(単位:センチメートル)

今回の調査に先立ち、5月9日に萬, 千葉, 星, 遊佐4名による予備調査をおこない、存在の確認や写真撮影の可能性などをすでに確認していたため、

*1 総合工学科 (Dept. of General Engineering)

*2 宮城教育大学名誉教授 (Emeritus Professor, Miyagi University of Education)



図1 熊野神社復元算額1 全体

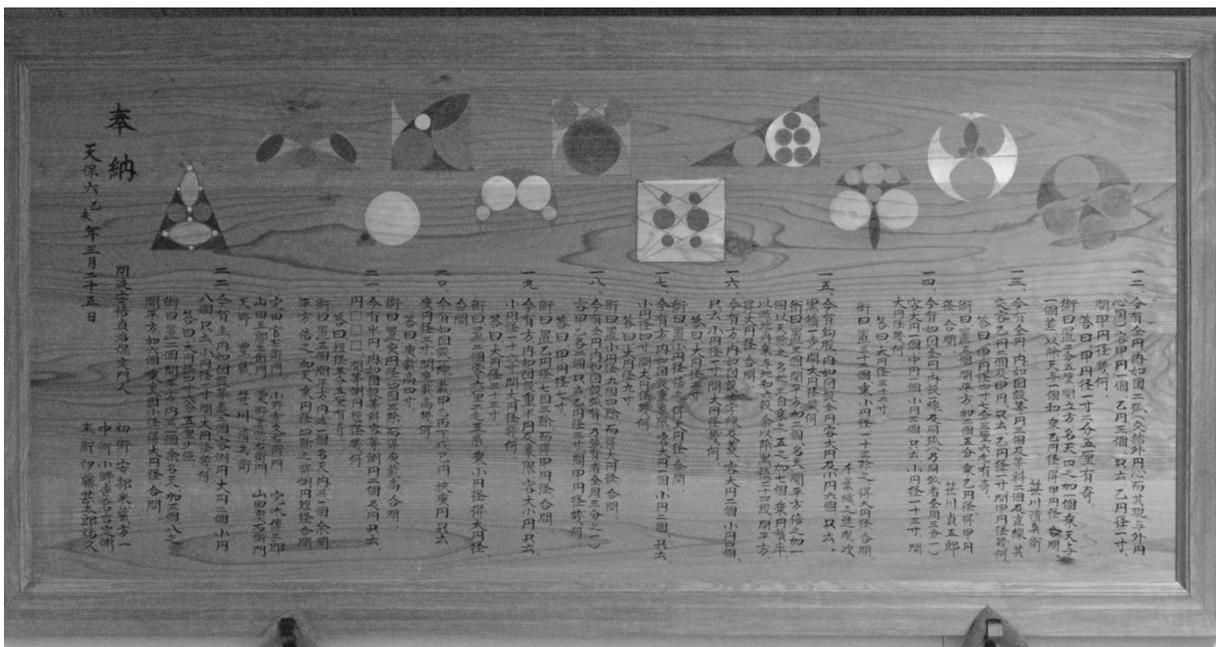


図2 熊野神社復元算額2 全体

9月の実見はスムーズに進めることができた。当日は熊野神社総代のほか、算額の復元作成に関わった大工など3名の方に立ち会っていただき、また、地元の方が保管している関流免許状2点を含む和算関係の写本もみせていただいた。復元算額も関流に属するものであり、江戸時代後期には当地域に関流和算が広まっていたことを表している。

泉谷地区の歴史や歴史資料をまとめた郷土史『わ

らび 泉谷の歴史』¹⁾では、熊野神社の算額復元奉納について以下のように解説している。

“この算額四面を奉納した方々の子孫が資金を出し合って、これを復元した。当時の教育長である葛城教信宮司の御指導、御協力に依り立派に復元することが出来、これを永く後世に伝える為、社務所に掲額してある。”

これにより、誰によってこれら復元算額が製作されたかを知ることができる。

次に、この2点の復元算額が何に基づいて作成されたのかを明らかにしたい。熊野神社奉納算額の内容を挙げる文献として知られているのは、『宮城の算額 北部』²⁾と一関博物館所蔵『流峯門人神壁 二』(写本)の2点である。参考文献2)には熊野神社奉納算額について『流峯門人神壁 二』より転載した旨が注記されているので、この時点ですでに奉納算額は失われて逸文のみが知られる状況だったようである。復元算額作成にあたっては、これらの2文献のほか、失われる以前の奉納算額を撮影したり書き写したりした別系統の資料を使用した可能性もありうるが、以下に挙げる理由から、典拠となったのは参考文献2)であったと考えてまず間違いないと思われる。

理由(1) 読点(、)・句読点(。)の位置が参考文献2)と復元算額で一致する。読点・句読点は『流峯門人神壁 二』では付されていない。よって、奉納算額に由来するものではなく、参考文献2)にて付されたものである。

理由(2)判読できない文字があることを意味する「□」の位置が参考文献2)と復元算額で一致する。『流峯門人神壁 二』には判読不明の文字は存在せず、すべての文字を起こしているから、判読できなかったのは参考文献2)の段階でのこととわかる。

理由(3)『流峯門人神壁 二』では小さめの文字で2行に分けて書かれる割注の文を、参考文献2)と復元算額では()に入れて通常の文字と同じ大きさで

表現している点が一致する。

総じて、『流峯門人神壁 二』に比して参考文献2)では現代的な表現が多用されていると言えるが、復元算額の表現は明らかに参考文献2)に一致する点が多く、こちらが典拠となったと考えられるのである。

しかし、復元算額と参考文献2)には異なっている点もある。参考文献2)では、「泉谷熊野堂」のものとして4面の算額を紹介している。各算額に掲載された算題の数は、第1面が8題、第2面が8題、第3面が3題、第4面が3題であり、作題者については、第3・4面は各算題ごとに作題者の氏名を挙げるが、第1・2面は末尾にまとめて氏名を列挙しており、算題と作題者の関係は判然としない。また、第1~3面には年紀がなく、第4面にのみ「天保六乙未年三月二十五日」の年紀が示されている。なお、4点の算額を一括奉納とみなしたためか、この第4面の年紀を以て4点すべてを天保6年(1835)のものであるように扱っている。詳しくは後述するが、この点は大きな誤りである。

復元算額では、参考文献2)に基づきつつ4点の奉納算額を2点の算額に編成し直し、且つ算題の並び順も変更した。奉納算額のどの部分に相当するかを復元算額上に示したものが図3・4である。これを見ると、かなり大きく手が増えられていることがわかる。なぜこのような配置になったのか、どのような意図があったのか不明である。

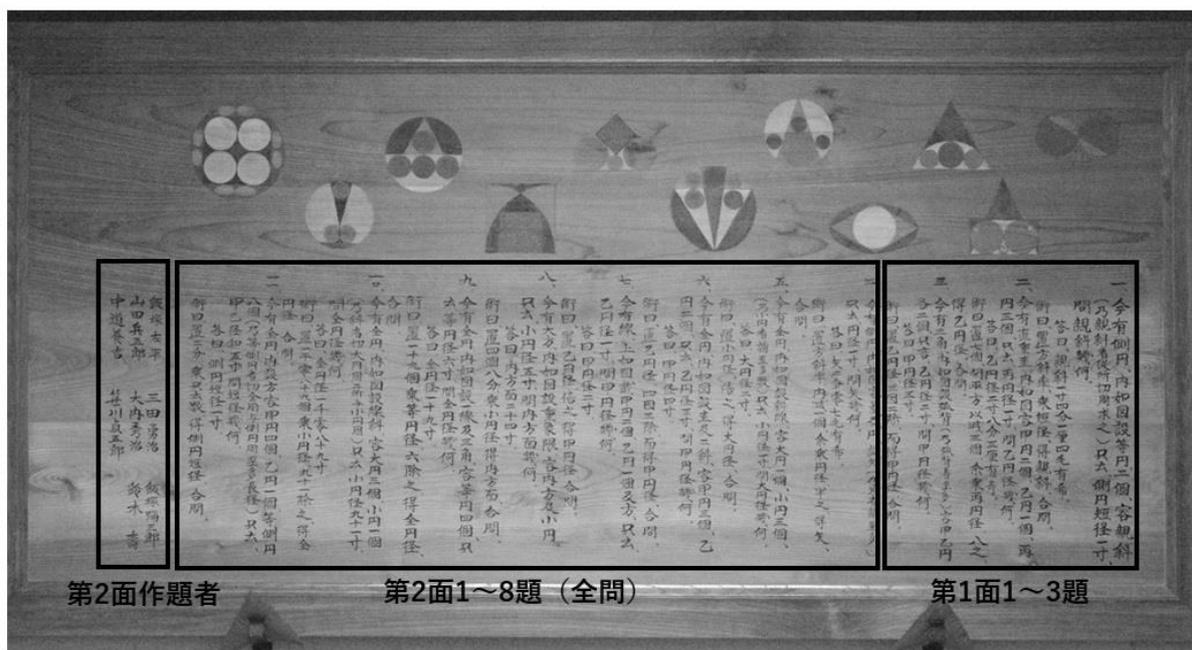


図3 熊野神社復元算額と奉納算額の比較 1

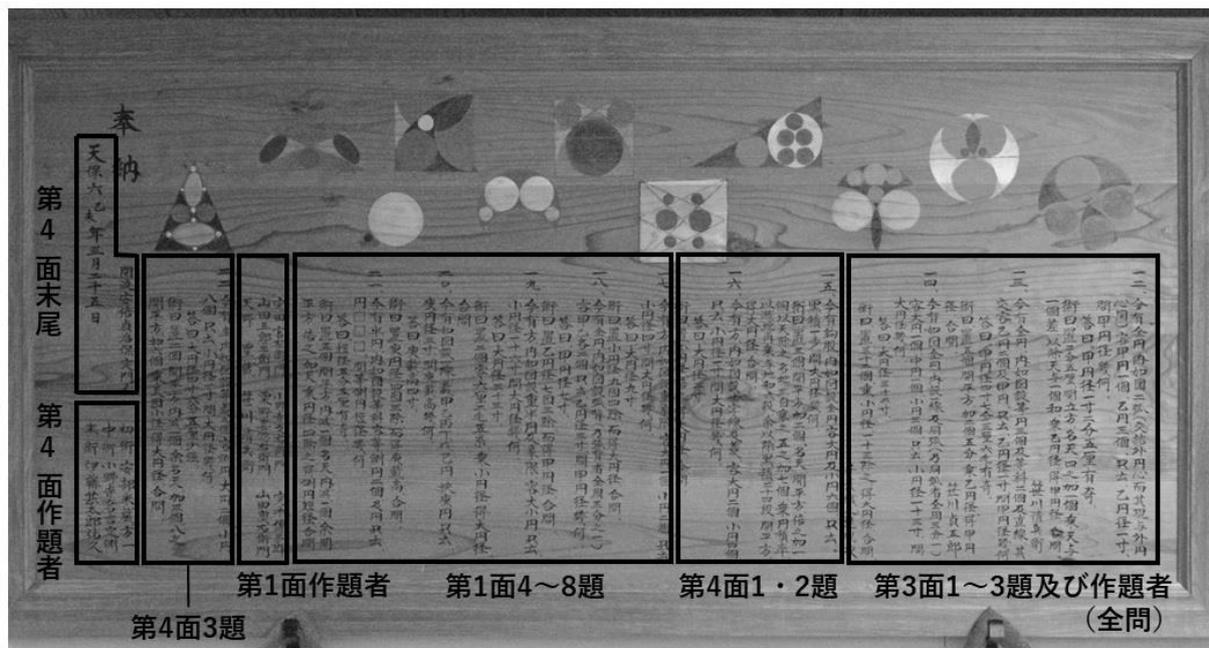


図4 熊野神社復元算額と奉納算額の比較 2

3. 熊野神社奉納算額

前節でも述べたように、参考文献 2) 所収の熊野神社奉納算額は『流峯門人神壁 二』からの転載であるから、算額の内容を検討するならば後者を参照するのが望ましい。しかし、一関博物館収蔵品である『流峯門人神壁 二』は広く知られているとはいえず、一般に広く参照されているのは出版物である参考文献 2) の方であろう。両者の内容に相違がなければ大きな問題にはならないが、原本調査の結果、大きな問題があることがわかった。

『流峯門人神壁』は、「流峯」の号を用いた関流和算家千葉胤秀の門人等によって奉納された算額を集成した書物である。そのなかに「所掲泉谷熊野堂算題」として 10 丁分にわたって熊野神社奉納算額の算題が挙げられているが、この書物では算題の内容に主眼が置かれているためか、算題の内容と作題者については丁寧に書写されているものの、どこからどこまでが 1 点の算額に書かれていた内容なのか明確ではない。したがって、第一面、第二面・・・と分けたのは参考文献 2) の編纂段階での解釈ということになるが、内容を見る限り、その区切り位置は妥当と思われる。

さて、ここで問題にしたいのは、参考文献 2) で第 4 面として紹介された算額である。図 5 に示したのは、『流峯門人神壁 二』の一部で、当該算額の第 1 題目が書かれている箇所の上部の写真である。注目

すべきは、ここに「従是三條自鏡山」(＝これより三ヶ条は自鏡山) と書かれていることである。自鏡山とは岩手県一関市に所在する山の名称で、ここではその麓に鎮座する吾勝神社を指す。つまり、これまで第 4 面と考えられてきた算額は熊野神社に奉納された算額ではなかったのである。なお、この第 4 面とされてきた算額は、『現存 岩手の算額』³⁾ や『和算 岩手の現存算額のすべて』⁴⁾ で吾勝神社にかつて存在した算額としてすでに紹介されている。

このことにより、熊野神社に奉納された算額は年次不明の 3 点ということになった。『流峯門人神壁 二』の記述が、実際の算額に書かれていた算題を忠実に写し取っていると仮定するならば、算題の数や記載方式が類似する第 1 面と第 2 面は一緒に作成・

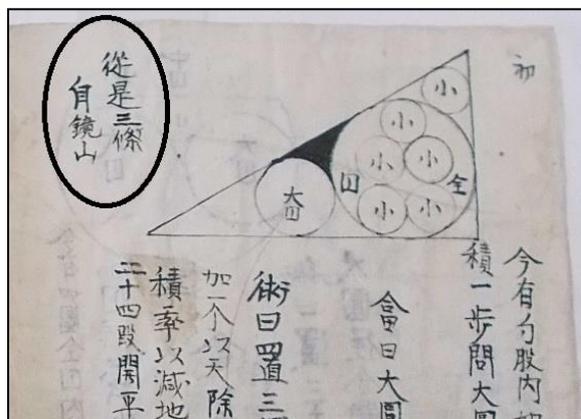


図5 『流峯門人神壁 二』より (萬撮影, ○ は徳竹が付す)

奉納された算額だったと推測できる。一方で、第3面は記載方法が前2者とは大きく異なっており、また作題者にも第1・2面との重複が見られるので、これらとは異なる時期に奉納されたと考えるのが自然である。それでは、これらの奉納算額の年代にどこまで迫れるか、節を改めて検討してみたい。

4. 熊野神社奉納算額の年代

年代の比定に当たって手掛かりとなるのは、各算額に示されている作題者である。泉谷の郷土史である参考文献1) 中には、「各家系図」として地域内の主立った家の系図が載せられている。「各家系図」では、各家によって記述内容に多少の差異はあるものの、おおよそ共通して各家の歴代当主及び配偶者の法名、没年、享年、また配偶者や養子にはその生家の情報が書かれている。当主とその配偶者を代ごとに繋いでいく表現方法を採用するため、それ以外即ち庶子については必然的に名が現れないことになる。ただし、庶子のうち分家して家を興した者は、その家の初代となるため、「各家系図」に名が見えることになる。

第1・2面の作題者のうち「各家系図」に名が見える人物を抽出すると表1のようになる。生年については、没年と享年からの数え年による類推である。笹川清兵衛は同じ笹川家の4代目と8代目に同名の人物が見られたが、4代目だと他の作題者と年代が合わないので、8代目の方と思われる。

表1のうち、最も遅く生誕した三田勇治、山田五郎左衛門の生年である文化12年(1815)が算額作成年代の上限となり、最も早くに逝去した笹川貞五郎(及川貞五郎)の没年である天保8年(1837)が下限となる。

とはいえ、生年直後の時期とは考えがたいので、天保8年(1837)までの10年間ほどに限定するのが現実的であろう。年号でいうならば、文政末期から天保前半期頃に相当する。

ここで、笹川貞五郎について少し触れておきたい。「各家系図」及川家の項には次のような説明がある。家伝によれば、初代(名は不明)は盛岡藩領から当地に来て、笹川家(4代目清兵衛)に身を寄せ、後に笹川姓を以て泉谷の知行領主であった橋本家中に召し抱えられたという。貞五郎はこの家の2代目に当たる。及川姓は8代目の女性が及川姓の人物と結婚したことに始まったとも書かれているので、及川を名乗るようになるのは大正から昭和初期のことで、7代目以前は笹川姓を名乗っていたと考えられるため、及川貞五郎を笹川貞五郎と判断した。なお、初代の盛岡藩領時代の姓は不明である。

次に、第3面の検討をおこなう。第3面の作題者は、笹川清兵衛、笹川貞五郎、千葉織之進胤次の3名である。笹川清兵衛は第1面、笹川貞五郎は第2面の作題者として名前が見えており、その生没年は表1に示したとおりである。この2人の生存時期が重なるのは享和2年(1802)から天保8年(1837)となる。

残る1人、千葉織之進胤次は千葉織之進胤英の誤写の可能性がある。千葉胤英は、『算法新書』を著した関流七伝千葉胤秀の二男で、織之進、善右衛門、雄七等の名を用い、また環水と号した。雄七は父胤秀も用いた名である。胤英の事績を讃えた千葉胤英之碑によれば、明治16年(1883)享年63才で逝去したというから、生年は文政4年(1821)となる。そこで、まずは「千葉織之進胤次」が千葉胤英であったと考えて矛盾がないか検証してみたい。

表1 熊野神社奉納算額第1・2面作題者のうち、「各家系図」に名が見える人物

姓名	生年	没年	享年	備考
笹川清兵衛①	宝永2 (1705)	寛政3 (1791)	87	笹川家4代目
大内秀治	寛政3 (1791)	嘉永4 (1851)	61	
完田官左衛門	寛政12 (1800)	文久4 (1864)	65	完田完左衛門カ
笹川清兵衛②	享和2 (1802)	明治15 (1882)	81	笹川家8代目
完木伝三郎	文化4 (1807)	明治9 (1876)	70	完木伝三郎カ
天野豊蔵	文化5 (1808)	明治12 (1884)	72	
三田勇治	文化12 (1815)	明治17 (1884)	70	
山田五郎左衛門	文化12 (1815)	明治13 (1880)	66	
笹川貞五郎	不明	天保8 (1837)	不明	及川貞五郎
中道養吉	不明	不明	不明	養吉の子は明治5に50才で没

胤英が用いたいくつもの名前の中で、織之進を称しているのは、管見のうちでは逸文も含めて次の5点の算額であった。

- ① 天保5年(1834)12月21日 一関神明社奉納算額
(『環水神壁』所収, 現存せず)⁴⁾
「千葉織之進胤英」
- ② 天保7年(1836)3月 塩竈神社奉納算額
「千葉胤秀二男千葉織之進胤英」
- ③ 天保8年(1837)5月 角館薬師堂奉納算額
(『羽州角館算術神壁』所収, 現存せず)
「千葉胤秀二男千葉織之進胤英」
- ④ 天保9年3月25日 吾勝神社奉納算額
(『環水神壁』所収, 現存せず)⁴⁾
「千葉織之進胤英」
- ⑤ 年次未詳 川渡湯神堂奉納算額
(『算法今神壁』所収, 現存せず)
「(千葉胤秀)男織之進改千葉雄七胤英」

ここからわかるように、胤英が織之進を名乗っていたことが確実なのは天保5-9年、年齢としては10代の頃である。注目されるのが年次未詳の⑤で、ここには“(千葉胤秀の子)織之進改め千葉雄七胤英”とあり、この時期に織之進から雄七に改めたことがわかる。

雄七の名を使い始めるのは、天保15年(1844)に岩手県一関市の薄衣浪分神社に奉納された算額に、門人が書いたものではあるが「関流八伝千葉雄七胤英」とあるのが初見となる。⑤が年次未詳であるため、織之進から雄七への改名時期を特定することはできないが、胤英が織之進の名を使用した時期は、長く見積もっても天保15年(薄衣浪分神社奉納算額)以前ということになる。

さて、第3面の算額が奉納された時期は、笹川貞五郎の没年である天保8年(1837)以前でなければならない。③④のように、その頃胤英は織之進を名乗っているため、千葉織之進胤次を胤英と考えて矛盾はない。何より、千葉胤秀以降、和算家を多く輩出した千葉氏において、これまで存在を知られていなかった胤次という新たな人物を想定するよりも、胤英の誤写ととらえる方が蓋然性は高いと思われる。よって、本稿では、この胤次を胤英の誤写として考えることとしたい。

以上により、第3面の作成・奉納時期は、胤英の生年である文政4年(1821)から笹川貞五郎の没年である天保8年(1837)の間となり、第1・2面の推定年代と大きくは外れない結論になった。胤英に関する史料をさらに収集して雄七を名乗り始める時期を

特定できれば、さらに年代を絞り込むことが可能かもしれない。

5. おわりに

最後に、本稿の内容を整理して、まとめに代えることとしたい。

①栗原市瀬峰泉谷に所在する熊野神社に現在掲げられている復元算額は、既に逸失した奉納算額の奉納者の子孫等が中心となり、参考文献2)の内容を基にしつつ、それを再編成して2点の算額に仕立て直したものである。

②参考文献2)は、『流峯門人神壁 二』から熊野神社奉納算額に関する部分を転載して全4面の算額とみなしたが、実は第4面とされた算額は別の神社の奉納算額であり、熊野神社の奉納算額は全3面であった。この誤りは復元算額にも継承されている。

③熊野神社奉納算額には3面とも年紀が示されていないが、作題者から年代を絞り込んだ結果、第1・2面は文化12年(1815)から天保8年(1837)の間、第3面は文政4年(1821)から天保8年(1837)の間に作成・奉納されたという結論に至った。ただし、それぞれの上限は作題者の生年に基づくため、実際には3点とも下限である天保8年(1837)に近い時期と考えるのが現実的である。

これまでの我々の調査は主に宮城県を対象としてきたが、宮城県北部は千葉胤秀とその門人等を中心とする関流和算が非常に活発であった地域で、その活動や交流の範囲は、県域を超えて岩手県にも広がる。むしろ一関市などは千葉氏の活動の本拠であり、宮城県という枠にとどまることなく、我々の調査対象を拡大させなければならない。幸いにも、一関地域は和算研究の盛んな地域なので、先学の成果に学びつつ、研究を進めていきたいと考えている。

最後になるが、本稿の付録として『流峯門人神壁 二』収載の熊野神社奉納算額について、翻刻および図を作成した。活用していただければ幸いである。

謝辞

本研究はJSPS 科研費 JP22K00867 の助成を受けたものであることを記し、謝意を表す。

参考文献

- 1) 泉谷部落史編纂委員会(編): わらび 泉谷の歴史, 泉谷部落(1997)

- 2) 平山諦・八卷寿亮・生駒利夫：宮城の算額 北部，謄写版(1968)
- 3) 山村善夫：現存 岩手の算額，熊谷印刷(1977)
- 4) 安富有恒：和算 岩手の現存算額のすべて，青磁社(1987)

付録 一 関博物館所蔵『流峯門人神壁 二』より

熊野神社奉納算額 翻刻

【凡 例】

- 一、漢字は、原則として常用漢字を使用し、常用漢字以外のものは正字に改めた。
- 二、漢数字はすべて小字（一、二、三、など）を用いることとした。
- 二、文意に応じて、適宜句点（。）・句読点（、）などを付した。
- 三、原則として、改行位置は原文と同じである。但し、句点・句読点などを付したため、一行内の字数は同じではない。
- 四、本文では、必要に応じて《第一面》《第二面》、（第一問）（第二問）のように標注を附した。

【翻 刻】

栗原郡

所掲泉谷熊野堂算題

《第一面》

（第一問）

今有側円、内如図設等円_{ニケ}、容親斜

乃親斜者從所切周求之

只云、側円短径_{一寸}、問親斜幾何。

答曰、親斜一寸四分一厘四毛_希。

術曰、置方斜率、乘短径、得親斜、合問。

（第二問）

今有直重圭、内如図甲円_{ニケ}、乙円_{一ケ}、丙円_{三ケ}、

只云、丙円径_{一寸}、問乙円径幾何。

答曰、乙円径二寸八分三厘_{有奇}。

術曰、置七個、開平方、以減三個、余乘

丙円径、八之、得乙円径、合問。

(第三問)

今有三角、内如図設弧背乃弧背者至多容

甲乙円各二個、只云、乙円径二寸、問甲円径幾何。

答曰、甲円径三寸。

術曰、置乙円径、三因二除、而得甲円径、合問。

(第四問)

今有方、内如図設重象限、容大円一ヶ、小円二ヶ、只云、小円径四寸、問大円径幾何。

答曰、大円径九寸。

術曰、置小円径、九因四除、而得大円径、合問。

(第五問)

今有全円、内如図設弧背乃弧背者全周三分之一容甲乙各二個、只云、乙円径三寸、問甲円径幾何。

答曰、甲円径七寸。

術曰、置乙円径、七因三除、而得甲円径、合問。

(第六問)

今有方、内如図設重半円及象限、容大小円、只云、小円径一十六寸、問大円径幾何。

答曰、大円径三十三寸。

術曰、置二個零六厘二毛五糸、乘小円径、得大円径、合問。

(第七問)

今有如図設一線、載甲乙丙丁戊己円、挟庚円、只云、庚円三寸、問庚載高幾何。

答曰、庚載高四寸。

術曰、置庚円径、四因三除、而得庚載高、合問。

(第八問)

今有半円、内如図設等斜容等側円二ケ、及円、只云、円一寸、問等側円短徑幾何。

答曰、短徑五分五厘有奇。

術曰、置五個、開平方、内減一個名天、内減一個余

開平方、倍之、加天、乘円徑、四除之得側円短

徑、合問。

完田官左衛門

小野寺久右衛門

完木伝三郎

山田五郎左衛門

栗野喜惣右衛門

山田奥右衛門

天野豊藏

笹川清兵衛

《第二面》

(第一問)

今有側円、内如図容菱及円、設矢

乃矢者請至多

只云、円徑一寸、問矢幾何。

答曰、矢二分零七毛有希。

術曰、置方斜率、内減一ケ、余乘円徑、

半之、得矢、合問。

(第二問)

今有全円、内如図設斜線、容大円一ケ、

小円三ケ、乃小円者請至多数、只云、小円徑一寸、問

大円徑幾何。

答曰、大円徑二寸。

術曰、置小円徑、倍之、得大円徑、合問。

(第三問)

今有全円、内如図設圭及二斜、容甲円三ケ、乙円二ケ、

只云、乙円徑三寸、問甲円徑幾何。

答曰、甲円径四寸。

術曰、置乙円径、四因三除、而得甲円径、合問。

(第四問)

今有線上如図載甲円^{二ケ}、乙円^{一ケ}及

方、只云、乙円径一寸、問甲円径幾何。

答曰、甲円径二寸。

術曰、置乙円径、倍之、得甲円径、合問。

(第五問)

今有大方、内如図設重象限、容内方及

小円、只云、小円径五寸、問内方面幾何。

答曰、内方面二十四寸。

術曰、置四個八分、乘小円径、得内方面、合問。

(第六問)

今有全円、内如図設一線及三角、容等円^{四ケ}、

只云、等円径六寸、問全円径幾何。

答曰、全円径一十九寸。

術曰、置一十九個、乘等円径、六除之、得全円径、合問。

(第七問)

今有全円、内如図設線斜、容大円^{三ケ}、小円^{一ケ}

乃斜者切大周二
所与小周 只云、小円径九十一寸、問

全円径幾何。

答曰、全円径一千零八十九寸。

術曰、置一千零八十九個、乘小円径、九十一除之、得全円径、合問。

(第八問)

今有全円、内設方容甲円^{四ケ}、乙

円^{一ケ}、等側円^{八ケ} 乃等側円者切全周
与側円周至多長徑

只云、甲乙径和五寸、問短徑幾

何。

答曰、側円短径一寸。

術曰、置二分、乘只云数、得側円短径、合問。 飯塚左平

三田勇治

飯塚弥三郎

山田兵五郎

大内秀治

鈴木 寿 ヒサン

中道養吉

笹川貞五郎

《第三面》

(第一問)

今有全円、内如図設二弧 交結外円心而其規与外円周同

容甲円一ケ、乙円三ケ、只云、乙円径一寸、問

甲円径幾何。

答曰、甲円径一寸二分五厘有奇。

術曰、置二分五厘、開 平方 立方※¹、名、四之、加 天

一個、乘天与一個差、以除天与一ケ和、乘乙円径、得甲円径、合問。

笹川清兵衛

(第二問)

今有全円、内如図設等円三ケ及等斜二ケ及直線、其交容乙円二ケ及甲円、只云、乙円径一寸、問甲円径幾何。

答曰、甲円径四寸七分三厘六毛 有奇。

術曰、置五ケ、開平方、加二ケ五分、乘乙円径、得甲円径、合問。

笹川貞五郎

(第三問)

今有如図全円、内設一線及同弧 乃同弧者全周三分一 容大円一ヶ、中円一ヶ、小円三ヶ、只云、小円径一十三寸、問大円径幾何。

答曰、大円径三十二寸。

術曰、置三十二個、乘小円径一十三除之、得大円径、合問。

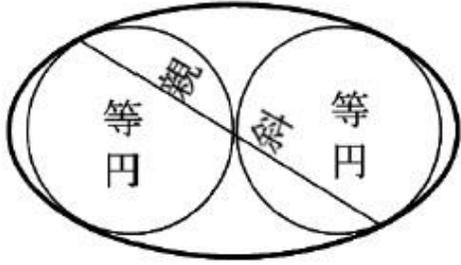
千葉織之進胤次

※1 この部分は、もとの算額には「平方」と書かれていたものを、書写者の判断で「立方」と修正したことを意味すると思われる。

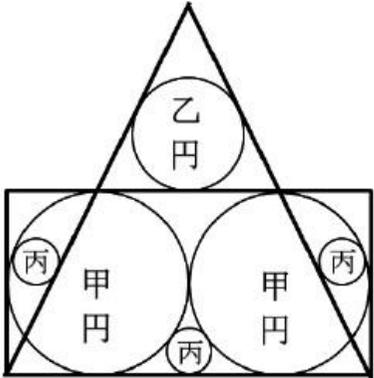
【図】(萬伸介作成)

《第一面》

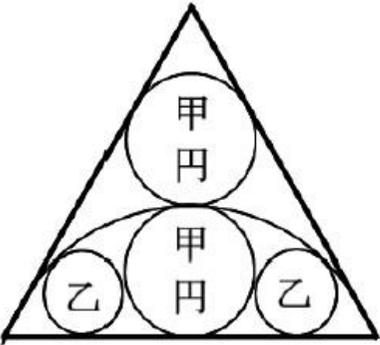
(第一問)

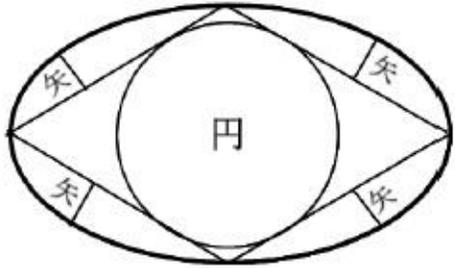


(第二問)



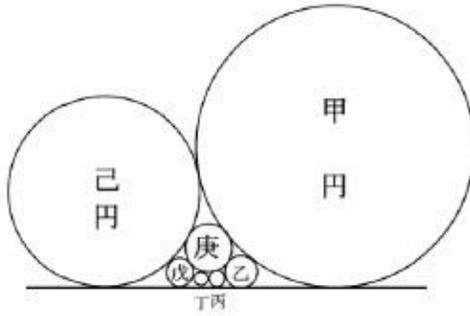
(第三問)



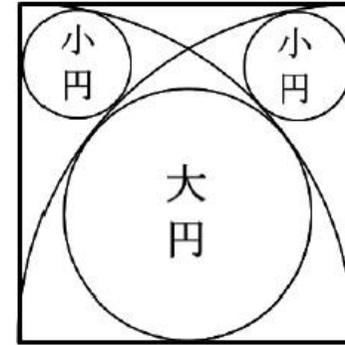


(第一問)

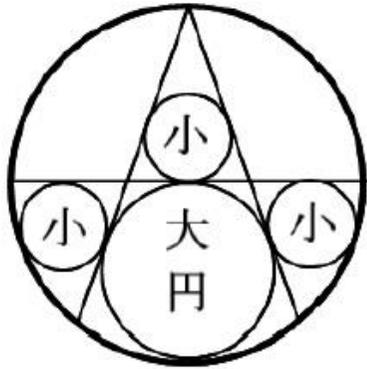
《第二面》



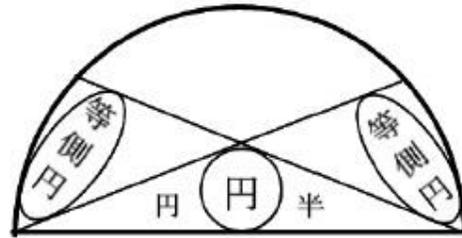
(第七問)



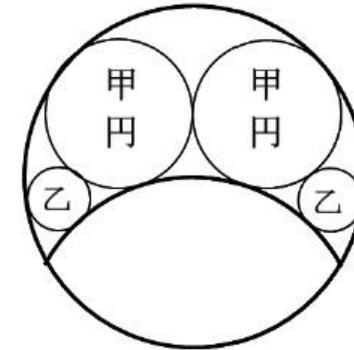
(第四問)



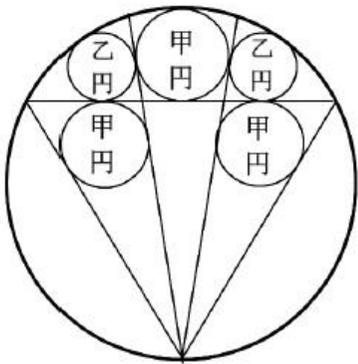
(第二問)



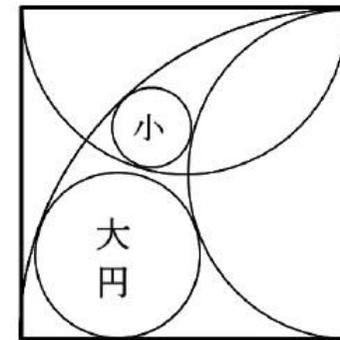
(第八問)



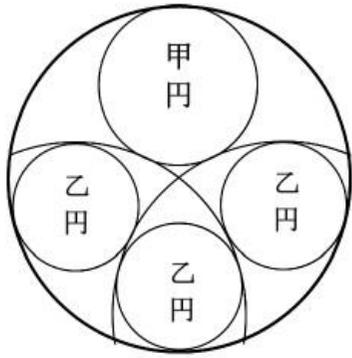
(第五問)



(第三問)

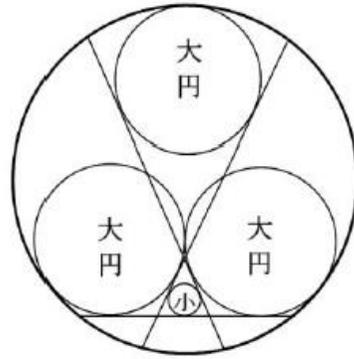


(第六問)

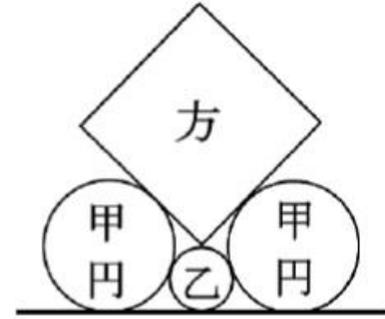


(第一問)

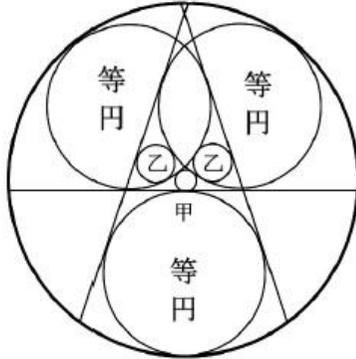
《第三面》



(第七問)



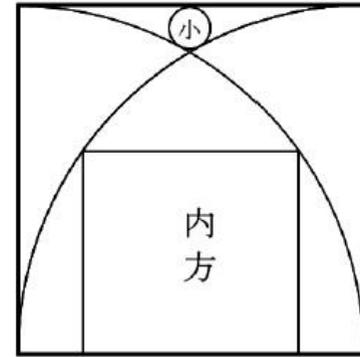
(第四問)



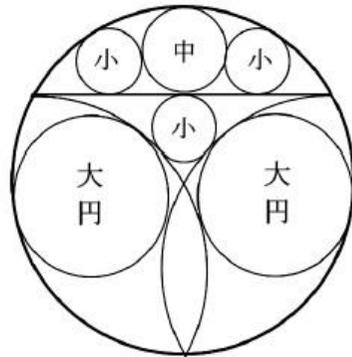
(第二問)



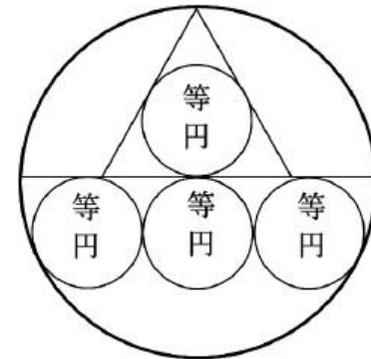
(第八問)



(第五問)



(第三問)



(第六問)